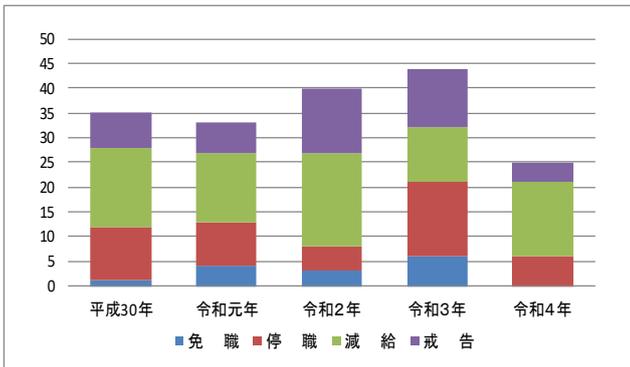
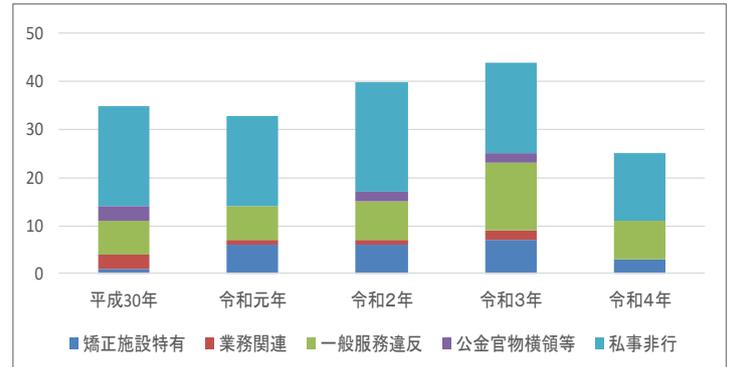


# 矯正職員に対する懲戒処分の現状(平成30年～令和4年)

## 矯正職員に対する懲戒処分件数



## 事案類型別懲戒処分件数



	免職	停職	減給	戒告	合計
平成30年	1	11	16	7	35
令和元年	4	9	14	6	33
令和2年	3	5	19	13	40
令和3年	6	15	11	12	44
令和4年	0	6	15	4	25

	矯正施設特有	業務関連	一般服務違反	公金官物横領等	私事非行	合計
平成30年	1	3	7	3	21	35
令和元年	6	1	7	0	19	33
令和2年	6	1	8	2	23	40
令和3年	7	2	14	2	19	44
令和4年	3	0	8	0	14	25

## 矯正施設特有事案の内訳

	暴行・わいせつ等	不適正処遇	保安事故(逃走)等	監督責任等	合計
平成30年	0	1	0	0	1
令和元年	2	3	0	1	6
令和2年	1	3	2	0	6
令和3年	0	7	0	0	7
令和4年	2	1	0	0	3

## 業務関連事案の内訳

	虚偽報告等	公文書偽造・毀棄等	不適正事務処理等	監督責任等	合計
平成30年	0	0	3	0	3
令和元年	0	0	1	0	1
令和2年	0	0	1	0	1
令和3年	0	0	2	0	2
令和4年	0	0	0	0	0

## 一般服務違反事案の内訳

	個人情報漏えい等	無断欠勤	職務命令違反・職務怠慢	職務秩序びんぎ(けんか等)	セクハラ	パワハラ	合計
平成30年	0	0	3	0	4	0	7
令和元年	0	1	2	0	4	0	7
令和2年	0	1	3	3	1	0	8
令和3年	0	0	4	3	3	4	14
令和4年	0	0	2	2	4	0	8

## 公金官物横領等事案の内訳

	横領・窃盗等	破損	諸手当不正受給	合計
平成30年	2	0	1	3
令和元年	0	0	0	0
令和2年	2	0	0	2
令和3年	2	0	0	2
令和4年	0	0	0	0

## 私事非行事案の内訳

	交通関係	経済関係	粗暴行為関係	わいせつ行為関係	その他犯罪行為等	合計
平成30年	15	0	2	2	2	21
令和元年	6	3	8	1	1	19
令和2年	9	0	4	1	9	23
令和3年	7	4	2	3	3	19
令和4年	6	1	4	1	2	14

## 矯正職員に対する主な懲戒処分 (H30～R4)

※ 被収容者暴行・不適正処遇案件のみ

施設の種類	処分内容	処 分 日	事 案 の 概 要
平成30年の1件については、人事院の公表指針に基づき非公表			
刑事施設	戒告	平成31年3月8日	平成30年5月8日午後6時頃、居室において、被収容者が床に倒れているのを発見し、同人の意識レベルを確認するに当たり、同人の生命・身体に危害が加わることがないように十分に配慮してその確認を行うべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、希釈されていない酢酸が入った容器の口を仰向けに倒れている同人の鼻付近に近づけ、同容器からこぼれた酢酸を同人の顔面に付着させた過失により、同人に加療期間約19日間を要する右眼瞼化学外傷及び右顔面化学熱傷の傷害を負わせた。
刑事施設	免職	令和元年7月26日	平成31年3月、①被収容者Aに対し、食器用洗剤の容器に入れた湯を掛ける暴行を加え、同人に加療15日間を要する左前胸部表皮脱落及び発赤の傷害を負わせるなどした、②被収容者Bに対し、食器用洗剤の容器に入れた水を臀部又は首付近に掛けたほか、土下座、前転及び踊りを指示して行わせた。
刑事施設	減給 6月 20/100	令和元年8月6日	平成29年3月頃から平成31年3月までの間、①複数名の被収容者と職務上必要のない会話をした、②他の被収容者の処遇状況や収容施設に関する個人情報を漏えいした、③被収容者の余暇時間において、腕立て伏せや腹筋運動などを行わせた、④被収容者が収容されている居室のテレビ視聴時刻を延伸したり、居室灯の電源スイッチの入切を繰り返して居室灯を点滅させたり、リモコンを操作してテレビの音を消した。
刑事施設	免職	令和元年9月27日	被収容者Aから、収容されている間の規律秩序の維持、生活管理及び作業の実施等の処遇に関し、有利な取り計らいを得たいとの趣旨の下に供与されるものであると知りながら、①平成30年9月28日、飲食店において、Aの関係者Bを介し、現金60万円の供与を受けた、②平成30年10月16日から平成31年2月15日までの間、7回にわたり、B又はAの関係者Cを介し、現金合計138万円の振込入金を受け、もって自己の職務に関して賄賂を收受した。
刑事施設	停職 1月	令和元年12月26日	平成30年9月頃から令和元年5月までの間、①数名の被収容者と職務上必要のない会話をした、②数名の被収容者に他の被収容者の処遇状況等に関し、職務上知り得た情報を漏えいした、③被収容者間の高圧的な行為について制止等の措置を行うことなく傍観した、④被収容者からの申出に対し、複数回、故意に時間を置いて対応した、⑤被収容者間の伝言を仲介した。
刑事施設	減給 2月 20/100	令和2年2月14日	平成31年2月から令和元年6月までの間、①被収容者Aに対し、自費で購入したノートや食料品等を不正に給与した、②被収容者B及び同Cの私物を正規の手続を経ることなく無断で保管するなどした。
刑事施設	減給 3月 20/100	令和2年3月6日	平成31年3月19日頃から令和元年11月頃までの間、工場棟において、勤務時間中に、①被収容者Aに対し、幹部職員が巡回のため工場を訪れた際に、手を挙げるなどしてそのことを自身に知らせよう指示し、これを行わせた、②複数回にわたり、被収容者への指導等の際、工場備付けの担当台を蹴りつけた、③複数回にわたり、複数の被収容者に対し、「死ぬ。」「殺す。」「ぼけ。」「お前らみたいな、犯罪者の言うことは信じられるか。」等の発言をした、④複数回にわたり、複数の被収容者との間で、職務上必要のない会話を交わすなどした。
刑事施設	減給 5月 20/100	令和2年5月1日	平成30年5月頃から平成31年1月頃までの間、工場や居室棟において、①複数回にわたり、許可なく被収容者を一時的に他の被収容者がいる居室に移動させた、②出所した被収容者の廃棄すべき運動靴などの物品を、許可なく、就業中の被収容者A及び同Bに所持させた、③Aと職務に関係ない会話をし、インスタグラムのIDを開き出した、④許可なく工場勤務を他の職員と交代し勤務場所を離脱して面会室に赴きAの面会人に対し、「いつも手紙ありがとう。」「支えてくれてありがとう。」などとAに関する感謝の気持ちを伝えた、⑤工場での休憩時間中 複数回にわたり、目の届かない更衣室で被収容者を休憩させたり、被収容者Cと一緒に筋力トレーニングを行って他の被収容者の戒護を怠った、⑥Aに対し、「ビニールかぶって、待ってけ。」などと行って、Aに半透明のビニール袋をかぶらせた上、更衣室に隠れさせ、その扉を開けた職員Xに対面させた、⑦複数の被収容者に対し、「何か面白いことをやれ。」などと指示し、被収容者Dが被収容者Eの口付近にガムテープを貼り、AがEの腹部付近にひも状の物品を巻きつけるなどの行為を容認し、また、ガムテープに落書きしてEに手渡し、Eの腹部付近等に貼り付ける行為を容認し、Xに対面させるなどした。
刑事施設	減給 2月 20/100	令和2年6月26日	被収容者Aを指導するに当たり、その必要がないにもかかわらず、①令和元年10月21日午後5時30分過ぎ頃、調室において、Aの右肩に左手を置きながら、「ぶっ殺す。」と言った、②同年11月5日午後5時過ぎ頃、同調室において、被収容者Aの頬を右手の親指と人差し指、中指で挟んでつかんだ。
刑事施設	減給 1月 20/100	令和3年2月5日	令和2年7月13日から翌14日にかけての夜間巡回勤務中、女子被収容者Aの居室前付近において、「つら右」、「ちち右」、「けつ左の右横が」、「ベリーグッド」等と放言し、これを聞いた同人に、恐怖心及び不快感を与えた。

刑事施設	戒告	令和3年2月12日	①令和元年10月中旬、居室棟において、工場への出業を拒否した被収容者Aの上衣の襟付近を左手でつかんで引っ張った、②令和2年3月16日、工場更衣室前において、作業を拒否する旨を述べた被収容者Bの腰付近に右手を添えて更衣室への入室を促し、その後、同人が左こめかみ付近から出血している状況を認めたにもかかわらず、上司への報告等を怠るなどした。
刑事施設	戒告	令和3年3月19日	①令和2年9月下旬から同年11月下旬までの昼夜間勤務中、被収容者Aと頻繁に職務上必要のない私語を交わした、②同年10月上旬、自己の知人Bに対し、LINEメッセージで、被収容者Cの収容居室及び刑事裁判の動向等を送信した、③同年11月上旬、施設外の駐車場において、Bに対し、自己に貸与された刑務官制服を着用させてその姿を写真撮影するなどした。
刑事施設	停職 3月	令和3年3月23日	令和元年夏頃から令和2年1月16日までの間、居室棟において勤務中、①被収容者Aと被収容者Bとの間で、伝言を仲介したり、会話が禁止されている場所で両名を会話させたり、手紙、日用品や菓子類を授受させたり、Bの判決内容をAに伝えるなどした、②Aに他の被収容者が残っていた日用品等を交付したり、Aの手紙を他の被収容者2名に交付したり、Aが他の被収容者から不正に手紙を受け取ったことを承知したにもかかわらず、上司への報告を怠るなどした、③Bの手紙を他の被収容者に交付した。
少年鑑別所	減給 3月 20/100	令和3年10月15日	女子寮内において、①令和3年5月31日から同年6月9日までの間、在所者Aに対し「大好きだよ、あなたのこと。」「ここ1か月、Aちゃんが来てから、Aちゃんのことばかり考えてるからさ。」「離れたくないもんね。Aちゃんと。」「もう、ほんとかわいい奴やな。」などと不適切な言辭を繰り返した、②同月6日及び同月9日、Aによる粗暴行為を制止した際、その必要がないにもかかわらず、Aの頭や背中をなでる、手に触れ続けるなどした。
刑事施設	停職 6月	令和3年11月26日	平成31年2月頃から令和元年6月24日までの間、居室棟において、①被収容者Aと職務に関係のない会話を繰り返した上、同人の求めに応じ、私費で購入した複数の日用品や書籍のほか、刑事施設7庁分の職員名簿を同人に交付するとともに、偽名を用いて同人に現金5万円を差し入れたり、同人の知人等に現金の差入れを依頼する旨の連絡を複数回にわたり仲介した、②同人から、便宜を取り計らった見返りであることを知りながら、同人の所持品である指輪、ピアス等の物品を受領するなどした。
少年院	減給 1月 10/100	令和3年12月24日	令和3年2月7日から同月24日までの間、集団寮及び体育館において、8名の在院者に対し、頭をノートでたたいたり、身体を手の平で押したり、背中をたたいたり、両手を肩に置いて負荷を掛けて転倒させるなどした。
少年院	減給 6月 20/100	令和4年1月14日	令和3年9月3日午前10時50分頃、教官室において、在院者Aの医務診察に立会していた際、左平手で同人の右ほほを1回たたくとともに、同人をベッドの上に押し倒すなどの暴行を加えた。
刑事施設	停職 2月	令和4年9月2日	令和3年12月28日午後7時35分頃、被収容者Aに対し、陰部を着衣から露出させるよう申し向けた上、同人の居室食器口から手を差し入れて同人の陰部を触るなどした。
少年院	停職 6月	令和4年9月16日	令和3年10月上旬頃頃から令和4年5月上旬頃までの間、院内等において、在院者の求めに応じるままに、①在院者Aに対し、禁止決定がなされた同人宛ての受信書2通を不正に閲覧させる、酒類（缶ビール等）や食品等（ジュース、菓子類）を複数回不正に貸与する、職員の巡回時間帯などの情報を漏えいする、私物スマートフォンを複数回貸与する、出院後に連絡を取り合い、現金10万円等を交付するなどした、②在院者Bに対し、私物スマートフォンを計3回程度貸与する、菓子類を複数回不正に貸与するなどした。